

令和6年（行ウ）第31号、同第87号、同第88号
人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトン ほか2名
被告 国 ほか2名

準備書面(4)

令和7年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告国指定代理人

志 水 崇 通
鬼 頭 忠 広
桜 井 聰
鈴 木 吉 憲
山 城 道 子
北 啓 二
田 山 直 人
中 村 徹
金 丸 傑
原 田 正 典

菊	地	喜	子	印
江	良	直	哉	印
坂	本	幸	治	印
川	尻	拓	也	印
秋	山	真	吾	印



(目次)

第1 本準備書面の要旨	4
第2 原告らが挙げる前記1の①ないし④の各証拠から「本件運用」の存在を認めることはできないこと	4
1 はじめに	4
2 本件調査について	5
(1) 本件調査の調査方法が不適切であること	6
(2) 本件調査の分析手法が不適切であること	11
(3) 本件調査の回答を詳細に見れば、必ずしも「本件運用」の存在を推認させるものではなく、原告らの主張は本件調査結果の解釈を誤るものであること	15
(4) 本件調査の信頼性を肯定する曹意見書が誤っていること	20
(5) 小括	21
3 元警察官を名乗る者らへの聴取報告書について	21
4 甲第35号証(人種差別的な職務質問に関するアンケート調査の結果)、甲第36号証(聴取報告書)及び甲第37号証(陳述書)は、「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと	22
5 甲第38号証(ハフポストの記事)及び甲第39号証(ニューヨークタイムズの記事)は、「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと	24
第3 国賠法上の違法についての主張立証責任を被告側が負う旨の原告らの主張に理由がないこと	24

被告国は、被告国の令和7年4月8日付け準備書面(3)(以下「被告国準備書面(3)」という。)に引き続き、本準備書面において、原告らの2025年(令和7年)2月14日付け準備書面6(以下「原告ら準備書面6」という。)、同準備書面7(以下「原告ら準備書面7」という。)、同準備書面8(以下「原告ら準備書面8」という。)及び同準備書面9(以下「原告ら準備書面9」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 本準備書面の要旨

- 1 原告らは、(1)①調査会社が実施したアンケート調査の結果及びこれに基づく意見書(原告ら準備書面6・6ないし20ページ)、②元警察官を名乗る者への調査に係る調査報告書(原告ら準備書面6・20ないし24ページ)、③原告ら代理人が実施したアンケート調査の結果並びに④職務質問を受けたと自称する者への調査に係る調査報告書や同人らの陳述書(原告ら準備書面7・11及び12ページ)等を挙げて、「本件運用」が存在すると主張するとともに、(2)本件においては、国賠法上の違法についての主張立証責任を被告側が負うと主張する(原告ら準備書面8・40ないし52ページ、原告ら準備書面9・10ないし26ページ)。
- 2 そこで、被告国は、本準備書面において、前記1の①ないし④の各証拠から「本件運用」の存在を認めることができないことを述べ(後記第2)、併せて、国賠法上の違法についての主張立証責任を被告側が負う旨の原告らの主張に理由がないことを述べる(後記第3)。

第2 原告らが挙げる前記1の①ないし④の各証拠から「本件運用」の存在を認めることはできないこと

- 1 はじめに

原告らは、「本件運用」の存在を裏づける証拠として、①株式会社[REDACTED]
[REDACTED]（以下「本件調査会社」という。）が行った日本人と在留外国人
の職務質問経験に関するアンケート調査の結果（甲第25号証。以下「本件調
査」という。）及び本件調査に基づく[REDACTED]氏の意見書
（甲第26号証。以下「[REDACTED]意見書」という。）のほか、②元警察官を名乗る者へ
の調査報告書（甲第31、32号証）、③原告ら代理人による本件調査とは別の
アンケート調査（甲第35号証）、④職務質問を受けたと自称する者への調査報
告書や陳述書（甲第36、37号証）等を挙げる。

しかしながら、これらはいずれも「本件運用」の存在を裏付けるものとはい
えないから、これらの各証拠をもって「本件運用」の存在を認めることはでき
ない。

以下詳述する。

2 本件調査について

本件調査には、①バイアスの発生が回避できない、標本集団の分布と母集団
全体の分布が異なる、質問内容における用語の定義が不明確であるなど、その
調査方法が不適切であるほか、②居住地域、年齢、生活習慣等の職務質問に至
る事由に関連する交絡因子¹に適切な配慮がされていないなど、その分析手法も
不適切であるなどの問題点がある。そのため、本件調査の結果は、およそ何ら
かの立証命題の論拠になり得るものではない。（後記(1)及び(2)）

¹ 調査目標とするアウトカムに、検討したい特定の要因以外の原因（または関連要因）が存在し、それが当該特定の要因と関連しているとき、これらの原因（関連要因）を交絡因子という。例えば、現代の医学的知見では、喫煙は肺がんの原因である一方、コーヒー摂取は肺がんの原因とは考えられていないが、そのことが明確でなかった過去においてコーヒー摂取量（特定の要因）と肺がん発症（アウトカム）との関連をある集団で検討したとして、この対象集団でコーヒー摂取量の多い人ほど現在喫煙者＞過去喫煙者＞非喫煙者である傾向があれば、コーヒーを飲む人で肺がん発症が多いという見かけ上の正の関連が得られることになるものの、かかる結果は、実際には喫煙という交絡因子が原因であるのに、これが適切に考慮されていなかった故にコーヒー摂取が肺がんの原因であるかのような結果が導き出されたことになる。（乙A第22号証）

また、この点においても、本件調査の回答を詳細に見れば、必ずしも「本件運用」の存在を推認させるものではなく、原告らの主張は本件調査結果の解釈を誤るものである（後記(3)）。

本件調査の信頼性を肯定する曹意見書は、前記の各点を正しくとらえておらず誤っている（後記(4)）。

(1) 本件調査の調査方法が不適切であること

ア 本件調査はバイアスの発生が回避できない点において、その調査方法が不適切であること

(イ) 本件調査のような標本調査²においては、情報を明らかにしようとする対象や属性の集合（母集団）から、実際にデータ収集の対象となる事例の集合（標本ないしサンプル）を選び出す作業（標本抽出）が必要となる。このとき、偏りのないデータに基づいた推測を行うために、標本（サンプル）が母集団のできるだけ正確な縮図になるように慎重に配慮する必要がある（乙A第24号証199及び202ページ）。

このように、標本調査からの一般化が説得力を持つためには、当該標本の分布は、母集団全体の分布と類似しており、代表性を持つことが必要であるとされている（乙A第25号証117及び118ページ）。

(ロ) そして、標本調査には有意抽出法（母集団を代表すると思われる標本を、調査実施者の主観によって抽出する方法）と無作為抽出法（母集団の誰もが標本として抽出される可能性のある方法）があるところ（乙A第16号証116ページ）、本件調査は、本件調査会社に登録している者に対して調査を行う有意抽出法の方法をとっている（原告ら準備書面6第2の1(2)及び(3)・7及び8ページ）。

しかし、被告国準備書面(3)第3の1（16ないし18ページ）で述べ

² 標本調査（サンプル調査ともいう。）とは、対象となる母集団全てを調べる全数調査に対し、母集団の一部を抽出して調べる方法をいう（乙A第23号証）。

たとおり、標本調査においては、標本誤差、つまり、母集団から標本となる調査対象者を抽出する際に対象者が入れ替わり得るために生じる確率的な誤差が生じることになるところ、有意抽出法では、この標本誤差の大きさや結論に及ぼす影響を知ることができないという欠点がある（乙A第16号証116ないし118ページ）。

- (ウ) また、本件調査は、ウェブ調査の方法をとっているところ、意見書が引用する「吉村2020」（乙A第26号証）が述べるように、一般的なウェブ調査は、住民基本台帳や選挙人名簿等から抽出した調査対象者に対して回答を求める旧来の社会調査法とは異なり、調査対象者との接触がウェブ上で行われ、多くの場合、ウェブ調査を行う事業者は、インターネット上に「アンケートに答えて景品やポイントをもらおう」などといった広告を掲示し、これに応じてきた人をモニターとしてプールしたり、企業の顧客リストや商品のユーザーリストを用いてEメールでモニターを勧誘したりして調査対象者を確保している（乙A第26号証67ページ）。そのため、どのようなサイトに広告を掲示したか、どのような商品の顧客リストを用いたかによって、応募してくるモニターの性質に差が生じるおそれがある（「答えたい人バイアス」）。

このように、ウェブ調査には、かかる要因による標準誤差が生まれることになるところ、「吉村2020」は、かかる自己選択を規定する要因がもたらす影響について、「無視しえないほど深刻なものである」と指摘している（乙A第26号証65、77ページ）。

さらに、ウェブ調査は回答率が低く、これが偏りをもたらししている可能性も指摘されるが（乙A第26号証68ページ）、本件調査は、本件調査会社が確保した調査対象者の数及び本件調査における回答率がどの程度であったかについても明らかにしておらず（母数となる調査対象者の数が不明である以上、回答率を明らかにすることはできない）、回答率の

低さがもたらす弊害、すなわち、回答する者が警察による職務質問そのものに興味を持つ者等に偏り得るといった問題がある。

これらの点については、埼玉大学名誉教授松本正生氏の意見書（乙A第27号証。以下「松本意見書」という。）も、「科学的な社会調査や世論調査を実施する目的は、調査結果をもって人口ないし母集団全体の傾向を推定することにある。そのためには、調査の対象者が人口（母集団）の縮図（ミニチュア）となることが不可欠である。しかしながら、今回採用された調査（引用者注：本件調査）の方法は、アクセスパネルを利用したWebモニター・アンケート調査（中略）であるため、社会調査の必要条件であるサンプル（調査対象者）の代表性、および、ランダムサンプリング（確率比例抽出）に依拠するという手続きを欠いている」と指摘しているところである（乙A第27号証1ページ）。

(i) 以上のとおり、本件調査はバイアスの発生が回避できない点において調査方法が不適當である。

イ 本件調査は、標本の分布が母集団全体の分布と類似していない点において、その調査方法が不適切であること

(7) 本件調査が我が国全体における日本人と外国人の職務質問経験の差を検証するという目的であるならば、調査対象者は母集団全体の縮図となければならない。しかしながら、本件調査は、在留外国人の回答者について、永住者数をベースに割付けを行ったとされているものの、以下で指摘するとおり、その割付けの比率は我が国における実態と乖離している。

(i) 法務省出入国在留管理庁が公表している「在留外国人統計（2022年12月末）」（乙A第28号証）の「第1表 国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人」を原告らの定義に従って計算すると、例えば、フィリピン国籍者の割合が約30%に上っているのに対し、本件

調査での回答者に占める同国籍者の割合は約6%であるなど、大きく乖離している。

- (イ) また、前記在留外国人統計（乙A第28号証）によれば、在留資格のうち、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習（本件調査では、これらをまとめて「就労関連」と称している。）を合計した割合は約29%であるところ³、本件調査では、在留外国人の回答者に係る在留資格のうち「就労関連」が約53%（甲第25号証7ページ）であって、実態と大幅に乖離している。

なお、本件調査は、永住者をベースに国籍割付をしているとされるが（甲第25号証3ページ）、前記資料（乙A第28号証）によれば、在留外国人の約4分の1（28.1%）にすぎない永住者（特別永住者を除く。）をベースに割付を行っている点で、実態と乖離している上、実際の調査においては、「在留資格は不問」として、在留資格にかかわらず調査を行っているのであって（甲第25号証3ページ）、調査の実施が適正に行われているかについても疑義がある。

- (エ) 以上のとおり、本件調査の調査対象者の構成は、我が国における外国人在留者の構成と出身等において大きく異なっていることから、標本集団の分布と母集団全体の分布が類似していない点において調査方法が不適切である上、本件調査結果の信ぴょう性を大きく揺るがすものといえる。

- (オ) 加えて、本件調査は、本件調査会社が有するモニターから標本を抽出していると考えられるが、それは調査会社が有する日本人モニターと在留外国人モニターの集団であり、必ずしも日本人一般と在留外国人一般

³ 乙A第28号証2枚目以降に緑色で網掛けをしているこれら就労関連の在留資格の人数の合計896,576を総数3,075,213で割ったもの

が母集団となるわけではない。また、調査会社が有するモニター自体には、その集め方において、前記アのような問題がある。したがって、本件調査の標本の分布が日本人及び在留外国人の母集団と類似し、代表性を持っているとは到底いえない。

ウ 本件調査は、質問に係る用語の定義が不明確である点において、その調査方法が不適切であること

(7) 本件調査の質問内容において使用されている「職務質問」という用語の定義付けについて、日本人用調査票では「職務質問」（甲第25号証29ページ）、在留外国人用調査票（英語）では「police questioning」（甲第25号証41ページ）とそれぞれ特段の説明もなく、その用語が使用されている。しかしながら、「職務質問」の定義は、それ自体、曖昧である上、この点に関する文献「警察との接触経験に関する探索的研究」（乙A第29号証）においても、「人々が有している職務質問のイメージがどのようなものであるかは明らかではなく、また、そこに個人差もあり得ることが考えられたため、職務質問という言葉自体は使わない」（乙A第29号証202ページ）と指摘されている。

このように本件調査の質問内容において使用されている、「職務質問」という言葉は、受け手によって一様に理解されるべきものではないことから、その用語を特段の説明もなく使用し、過去の職務質問の経験の有無を尋ねた場合、調査の対象となっている「職務質問」が示すものについては、回答者ごとに様々な異なる内容やイメージを抱くことが考えられ、それが警職法2条1項に基づく職務質問を指しているのか否かも判然としない。

(i) 前記のとおり、本件調査の質問内容は用語の定義が不明確である点においても、その調査方法が不適切である。このように用語が不明確であることに起因して、回答者がイメージする対象がそれぞれ異なっている

可能性もある上、他の質問内容を見ても、回答者が真に質問内容を理解して回答をしているかが極めて疑わしいものが見受けられる。例えば、本件調査において、在留外国人の60.2%が日本以外の民族的ルーツは「ない」と回答しているところ、この点につき、本件調査では、実際は「全員が在留資格を持つ外国人である」ことを理由に、「勘違い／誤回答が多く含まれると推測」している（甲第25号証8ページ）。

しかしながら、本件調査における最も本質的な質問の一つである「回答者自身の民族的ルーツ」に対して、在留外国人の回答者の半数以上の回答が誤っており、しかもその理由を勘違いや誤回答などとししか説明できていないことに照らすと、本件調査の回答者が真に質問内容を理解して回答をしているかは極めて疑わしいといわざるを得ず、この一事をもってしても、本件調査に信ぴょう性がないことは明らかである。

(2) 本件調査の分析手法が不適切であること

本件調査の分析に当たっては、以下に述べるとおり、居住地域や年齢、生活習慣の違いといった職務質問に至る事由に関連すると考えられる様々な交絡因子が存在するにもかかわらず、これに対する適切な配慮がされていないことから、本件調査の分析手法は不適切である。

ア 職務質問に至る事由との関連において、居住地域や活動地域の違いは交絡因子になるところ、本件調査の分析では、これが適切に考慮されていないこと

地域警察官の数は限られており、効果的かつ効率的な職務質問を実施するためには、管轄区域内における犯罪の発生状況等を踏まえる必要があるから（乙A第30号証）、居住地域の治安状況等に応じて配置される地域警察官の数には差が生じることとなる。

そのため、都市部の繁華街など活動人口が多い地域は郊外などと比べて、地域警察官も多く配置されることになり、地域警察官の数が多い地域に居

住するなどしている者は、必然的に警察官との接触機会も増加することから、それだけ職務質問を受ける機会も増える可能性があり、職務質問に至る事由との関連において、居住地域の違いは交絡因子となる。

この点に関し、原告らは、「日本人サンプルでは、関東圏在住者に絞って調査を行った。(中略)在留外国人サンプルについては、居住地域の限定はないが、在留外国人の居住地域が関東圏に多いことからすれば、調査対象者も関東圏居住者が多いと予想される」として、あたかも日本人と在留外国人の各回答者に係る居住地域が整合するように設計したかのように述べる(原告ら準備書面6第2の1・8ページ)。しかしながら、関東圏(引用者注:本件調査では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県を、関東圏として設定している。甲第25号証6ページ)という広範囲の地域を指定するだけでは、日常的な活動地域が都心部であるのか郊外であるのかによって交番や駐在所、地域警察官等の配置状況が異なるし、東京都内についていえば、在留外国人は日本人と比べ、23区内に居住する人の割合が高い(乙A第31号証)といった差異がある。

にもかかわらず、本件調査の分析においては、かかる差異について適切な考慮がされた形跡は見当たらないことから、本件調査は、交絡因子たる居住地域の違いについて適切な考慮がされていないといわざるを得ない。

イ 職務質問に至る事由との関連において、年齢の違いは交絡因子になるところ、本件調査の分析では、これが適切に考慮されていないこと

本件調査においては、在留外国人の回答者の20歳代から50歳代までの4段階の年齢階層割合が、それぞれ26.3%(20歳代)、49.1%(30歳代)、17.5%(40代)、7.1%(50代)であるのに対し、日本人回答者の年齢階層別割合は、21.3%(20歳代)、22.6%(30歳代)、28.2%(40代)、27.8%(50代)であって、大きく乖離している(甲25号証6ページ)。このように外国人回答者の75%以

上が30代以下である一方で、日本人回答者の56%が40代以上であることからすると、これらの集団を比較することに有意な意義を見出すことは困難というほかなく、この点、原告らが依拠する~~意見書~~意見書においてすら、「より正確な比較という観点からはこのような年齢構成比の違いは望ましくない」と指摘されているところである（甲第26号証6ページ）。

これに対し、原告らは、「日本人と在留外国人の年齢の違いを考慮したとしても、両者の間に職質経験の有無には顕著な違いがあり、『職務質問経験を有する外国人は日本人と比較して顕著に多いという結果は揺るがない』などと強弁するが（原告ら準備書面6・16ページ）、人は、年齢の違いによってライフステージが変化するものであり、例えば、単身者も多いと考えられる20歳代、30歳代の若年層であれば、40歳代、50歳代の者に比べて、夜間、繁華街で活動する機会が多いことが考えられる（そのような活動機会が多い者は、必然的に警察官との接触機会も増加することから、それだけ職務質問を受ける機会も増える可能性があることは前記アのとおりである。）し、40歳代、50歳代などの壮年、中年者は、若年層に比べ、社会的責任が大きい地位につくことで立ち居振る舞いに変化するなど、不審事由につながるような行動をとる機会が減少することも大いに考えられるところである。

このように、年齢が行動習慣や行動様式に与える影響を考慮すると、職務質問経験との関連において、年齢は重要な交絡因子になるものといえる。

にもかかわらず、本件調査の分析において、かかる差異について適切な考慮がされた形跡は見当たらないから、本件調査は、交絡因子たる年齢の違いを適切に考慮していないといわざるを得ない。

ウ 職務質問に至る事由との関連において、生活習慣の違いは交絡因子になるところ、本件調査の分析では、これが適切に考慮されていないこと

(7) 一般論として、無灯火での自転車運転、携帯電話を見ながらの自転車

運転等を行っていれば、それを不審事由とした職務質問に遭遇する頻度は高くなる。また、仕事の関係で深夜に行動することが多いといった事情があれば、深夜に人がいないような場所を歩いていたとして警職法2条1項による職務質問（あるいは警察法2条1項による声かけ（職務上の質問））の対象となる頻度が高くなり得る。このように、生活習慣によっても職務質問に遭遇する頻度は影響を受けると考えられる。

- (イ) そして、本件調査における職務質問を受けたきっかけになった状況（甲第25号証14ページ）に係る質問に対する在留外国人の回答をみると、交通ルールの違反が職務質問を受けたきっかけとなった旨を答える者の割合が日本人に比べて多い上（在留外国人は12.3%であるのに対し、日本人は3.0%である。）、職務質問を受けた理由が自動車や自転車の運転状況に関する項目（「イヤホンをしていたり、携帯をみたり、ライトをつけないで自転車を運転していた」、「急な発進や蛇行運転など、不安定な自動車、バイク、スクーター等の運転をしたり、シートベルトをせずに自動車を運転していた」、「鍵が壊れている自転車に乗っていた」、「改造した自動車や、破損や汚れのある自動車、バイク、スクーター等に乗っていた」）を選択した者も日本人に比べて多いこと（在留外国人は27.0%であるのに対し、日本人は10.5%である。）に照らしても、在留外国人の回答者の回答は、自動車や自転車の利用頻度や運転状況という生活習慣による要因に影響を受けた可能性がある。また、「警察官から目をそらした、周囲を頻繁に見回していた」を選択した在留外国人の回答者が日本人の回答者に比べて若干多く（在留外国人は10.0%であるのに対し、日本人は7.5%である。）、「深夜、ビルや倉庫など人がいないところにいた」を選択した者も日本人に比べて若干多い（在留外国人は6.0%であるのに対し、日本人は3.0%である。）など、回答者の生活時間帯等が回答に影響を与えていることもうかがわれる。

このように、生活習慣の違いは、職務質問との関連において交絡因子になるものといえるが、本件調査の分析において、かかる差異について適切な考慮がされた形跡は見当たらないから、本件調査は、交絡因子たる生活習慣の違い等を適切に考慮していないといわざるを得ない。

- (3) 本件調査の回答を詳細に見れば、必ずしも「本件運用」の存在を推認させるものではなく、原告らの主張は本件調査結果の解釈を誤るものであること
- 原告らは、本件調査の目的は、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるか否かを検証すること」にあるとした上（原告ら準備書面6第2の2・9ページ）、Q10（過去5年間のあいだに、日本で警察官から公共の場や屋外などで質問されたことがありますか？）の結果を持ち出し、『職務質問の経験がある』と答えた日本人の割合は12.8%にすぎないのに比して、『職務質問の経験がある』と答えた在留外国人の割合は71.1%と極めて大きな差（約5.6倍）があり、統計的にも有意である。（中略）したがって、本件調査結果によれば、本件運用があったことは明らかである」（同第2の5・19及び20ページ）などと主張している。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件調査は、バイアスの発生が回避できないものであることや標本集団の分布と母集団全体の分布が相違していること、質問内容における用語の定義が不明確であり、回答者が真に質問内容を理解して回答をしているか疑わしいことなど、調査方法が不適切であるほか、前記(2)のとおり、居住地域や年齢、生活習慣の違いといった職務質問に至る事由に関連すると考えられる様々な交絡因子が存在するにもかかわらず、これに対する適切な配慮がされていないなど、分析手法においても不適切である。したがって、本件調査の結果に基づき、統計検定を行い何らかの有意差が生じたとしても、およそ何らかの立証命題の論拠になり得るものではなく、かかる調査結果に基づき「本件運用」の存在を主張する原告らの主張は、主

張の前提を欠く。

また、この点をおいても、以下に述べるとおり、本件調査の回答を詳細に見ると、本件調査は「本件運用」の存在を推認させるものとはいえないものである。原告らの前記主張は、本件調査に対する回答の詳細を見ず、自己の主張にとって都合が良い結論部分のみに依拠したもので、理由がない。

ア 職務質問を受けた経験がある旨回答した在留外国人の多くは、「人種、肌の色、国籍または民族的出自」のみに基づいて職務質問を受けた」とは認識していないこと

原告らは、前記のとおり、日本人の回答者と在留外国人の回答者のうち職務質問を受けた経験がある者の割合の差異のみに基づき、「本件運用」の存在を主張する。しかしながら、本件調査の質問項目のうち、Q 1 1（警察官から質問されたとき、どのような状況が質問されるきっかけになったと思いますか？）を見ると、職務質問を受けた経験がある旨回答した在留外国人の多くは、「人種、肌の色、国籍または民族的出自」のみに基づいて職務質問を受けた」とは認識していない。

すなわち、Q 1 1 は、職務質問を受けた理由についての自己の認識を問うものであるところ、回答肢は

- ・ 外国人と判断された
- ・ イヤホンをしたり、携帯を見たり、ライトをつけないで自転車を運転していた
- ・ 警察官から目をそらした、周囲を頻繁に見回していた
- ・ 歩き方を変えた（例えば、引き返した、早足になった、急に脇道に入った、警察官を見て急に逃げ出したなど）
- ・ 大きなリュックやバッグを持っていた
- ・ 急な発進や蛇行運転など、不安定な自動車、バイクスクーター等の運転をしたり、シートベルトをせずに自動車を運転していた

- ・ 深夜、ビルや倉庫など人がいないところにいた
- ・ 通常、人が集まらない場所で長時間滞在していた
- ・ 鍵が壊れている自転車に乗っていた
- ・ 具体的な事件や事故の発生直後に偶然、現場付近にいた
- ・ 汚れた服や、破れた服を着ていた
- ・ 改造した自動車や、破損や汚れのある自動車、バイク、スクーター等に乗っていた
- ・ 具体的な事件の容疑者と似た外見であった
- ・ 刃物や工具を外から見てわかるように持っていた
- ・ その他、警察官が職務質問をしようとする理由があった
- ・ まったく思い当たる理由がない

であることから、前記選択肢のうち、「外国人と判断された」及び「まったく思い当たる理由がない」以外の選択肢は、警職法2条1項の定める不審事由になり得るもの（仮に、不審事由に至らないものであっても、これらの事由がある者に対する質問であれば、警察法2条1項による声かけ（職務上の質問）を行うに十分なもの）である。

しかるところ、前記選択肢に対する回答は複数回答可としているため、実際の数値は判然としないものの、①「外国人と判断された」と回答した者が22.0%、②その他の職務質問のきっかけとなった状況があったと回答した者が単純合計（相互に重複しない場合）で91.7%、③「まったく思い当たる理由がない」と回答した者が9.0%であったことから、これらを踏まえると、職務質問を受けた経験がある在留外国人の回答者の約7割（69.0%。①ないし③に重複がなく、②の中でのみ重複がある場合）ないし9割（91.7%。②の中で重複がない場合）は、警職法2条1項の定める不審事由（あるいは警察法2条1項による声かけ（職務上の質問）を行うに足る事由）によって警察官から質問を受けたものと認

識していることになる（甲第25号証14ページ）。

このように、職務質問を受けた経験がある旨回答した在留外国人の多くは、「人種、肌の色、国籍または民族的出自」のみに基づいて職務質問を受けた」とは認識していないのであるから、日本人の回答者と在留外国人の回答者のうち職務質問を受けた経験がある者の割合の差異のみに基づき、「本件運用」の存在を主張する原告らの主張には理由がない

イ 見た目によって外国人であると判断された経験と職務質問の経験の有無に関連性があるとは認められないこと

原告らは、前記のとおり、本件調査の目的は、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるか否かを検証すること」にあるとしつつ、日本人の回答者と在留外国人の回答者のうち職務質問を受けた経験がある者の割合の差異のみに基づき、「本件運用」の存在を主張する。

しかしながら、本件調査では、Q8（日本で他人から、見た目によって、外国人であると判断されたことがどれくらいありますか？）とQ10（過去5年のあいだに、日本で警察官から公共の場や屋外などで質問されたことがありますか？）についてクロス集計をした分析を行っており（甲第25号証12ページ）、松本意見書（乙A第27号証）が指摘するとおり、Q10において、職務質問をされた経験が「ない」と答えた者の割合は、Q8において、①見た目によって外国人と判断されたことが「ない」と回答した者では50%であったのに対し、②見た目によって外国人と判断されたことが「何度かある／ときどきある／頻繁にある」と回答した者では52.4%であって、両者にほとんど差がなく、「有意な傾向差とは認定しがたい」と評されている（乙A第27号証3及び4ページ）。そうすると、本件調査からは、むしろ、在留外国人の回答者についての職務質問の経験の有無は、他人から見た目で外国人と判断された経験の有無とは関連しない

との結果が得られたとさえ評価できる。

ウ 本件調査の調査結果に基づいた検定が意味をなさないこと

原告らは、本件調査の結果を解釈するに当たり、意見書（甲第26号証5ページの注釈9）を引用して、「本調査では、Q10において、『職務質問を受けた経験がある』と答えた者の比率の差の検定を行ったところ、0.1%水準で高度に有意であるという結果を得ている」と主張する（原告ら準備書面6第2の3・18ページ）。また、意見書は、検定の内容として、①対立仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）」と、②帰無仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」との事象の間での検定を行っているとする（甲第26号証10ページ）。

しかしながら、意見書が当該検定の根拠としているのは、本件調査の結果で得られたデータであるところ、この点については、これまで述べてきたとおり、本件調査の方法、設計、質問項目等に種々の不備や誤りがあり、日本人と在留外国人の調査対象者に係る居住地域、活動地域、年齢、生活習慣等といった交絡因子による影響を考慮しておらず、調査の目的に即していない質問によって得た結果を基に結論を導いていることなどからすれば、本件調査のように、単に日本人の回答者と在留外国人の回答者の間の職務質問を受けた経験の差について検定を行ったとしても、前記(3)冒頭で摘示した本件調査の目的とされている内容が明らかにされたとは到底いえない。

この点に関しては、松本意見書（乙A第27号証）も、「有意差検定とは、本来、同一調査中の特定質問に関して、回答結果間の比率の相違が有意なものと言えるかどうかを判定するための指標であるにもかかわらず、調査報告書及び意見書においては、外国人モニター調査と日本人モニター調査という質的に全く異なる別種の調査の回答結果間の判定に用いられてお

り、社会科学の限界を超えた用いられ方がなされている」(乙A第27号証4ページ)と指摘しているところである。

このように、本件調査の調査結果に基づいた検定は意味をなさないものというべきであるから、本件調査に基づく原告らの主張には、理由がない。

(4) 本件調査の信頼性を肯定する曹意見書が誤っていること

ア 意見書は、本件調査について、「単純な有意抽出法よりははるかに望ましいものとはいえ、調査モニターによる回答も、日本の実態を正しく反映していないかもしれないという懸念が少なからずある(吉村2020)。このような懸念がある一方で、調査モニターを利用した社会調査には「速報性」などの利点があることも知られている(大隅2006)。そのため調査モニターを利用した社会調査は、その特性に注意するという留保付きならば、一般的に利用されるようになっている(大茂矢2024)」とした上(甲第26号証3ページ)、結論として、「かなりの確度で信頼できる結果と言える」と指摘する(同9ページ)。

イ しかしながら、意見書が引用する「大茂矢2024」(乙A第32号証)は、「郵送調査と比較するとウェブ調査は調査方式の利便性、迅速性、廉価性(大隅、2006)といった点で優れており、近年では社会調査の手法としてごく一般的に用いられている。本書では、こうした学術研究の流れに与してウェブ調査を実施する。」としつつ、「吉村2020」が挙げる前記(Ⅱ)ア(ⅴ)のとおりの問題点について、「ウェブ調査のサンプルの代表性に対する危惧には未だ解消されていないものもある」「上記の問題点から、本書における調査結果が必ずしも一般化できるものではないことを注記しておきたい」と指摘している(乙A第32号証33ページ、下線は引用者。)

以上のように、ウェブ調査が優れているのは飽くまでも「利便性、迅速性、廉価性」であって、ウェブ調査によって得られた結果を一般化し、仮説証明のための手法として取り扱うことは相当ではない。

ウ そうであるのに、意見書は、前記イの問題点について検討せずに、安易に本件調査を「かなりの確度で信頼できる」（甲第26号証9ページ）と結論付けている点で不当であるし、前記「吉村2020」や「大茂矢2024」がウェブ調査の信頼性について前記のような問題点があることを指摘しているにもかかわらず、本件調査の問題点を過小評価するためにあえてこれらの文献の一部のみを切り取って引用するものといわざるを得ない。

したがって、意見書をもって本件調査の信頼性を肯定することはできない。

(5) 小括

これまで述べたように、本件調査は、調査方法、分析手法がいずれも不適切であるから、本件調査の結果に基づき、統計検定を行い何らかの有意差が生じたとしても、およそ何らかの立証命題の論拠になり得るものではないし、この点をおいても、本件調査の回答を詳細に見れば、本件調査が「本件運用」の存在を推認させるものともいえない。そして、これらの問題点に目をつぶり、本件調査の結果の信頼性を肯定する意見書は誤りである。

以上の点は、松本意見書（乙A第27号証4ページ）においても、「準備書面における『アンケート結果』の説明・解説に目を通した結論として、調査および実査のプロセスへの配慮を欠いたアウトプット本位の解釈、言い換えるならば、調査主体である観察者側が設定した仮説に適合する結果をはめ込んだストーリー構成になっている感は否めない」と指摘されているところである。

したがって、本件調査の結果に基づき「本件運用」の存在を主張する原告らの主張には理由がない。

3 元警察官を名乗る者らへの聴取報告書について

(1) 原告らは、元警察官を名乗る者らへの各聴取報告書（甲第31号証及び甲第32号証）の結果に基づき、「本件運用」が存在すると主張する（原告ら準

備書面6第3・20ないし24ページ)。

- (2) しかしながら、各聴取報告書に係る聴取対象者はいずれも匿名であり、そもそも元警察官なのかどうかすら明らかではない上、各聴取報告書の内容の真実性を裏づける客観的証拠も存在しない。

この点をおき、仮に各聴取報告書の聴取対象者がいずれも元警察官で、かつ、各聴取報告書が記憶どおりに記載されていることを前提としても、甲第31号証の聴取対象者は「当時、「タル」と呼ばれる制度があって、このタルを伸ばすことが大きな課題でした」(同1ページ)と述べるものの、一方で「タル」とは、職務質問を通じた検挙件数のことを指すというのであるから(同1及び2ページ)、外国人に対して見た目だけで職務質問をすることを目的とする運用とは関係がないし、「外国人のオーバーステイを見つけようとするのが、効率のいい職務質問方法でした」(同4ページ)と述べる点についても、同聴取対象者が個人的に行っていたとする方法にすぎず、何らかの運用の存在をうかがわせるものではない。また、甲第32号証の聴取対象者も、「上司からは「外国人は積極的に職質しろよ」と言われていました」、「上司からは、「自分が『不審だな』と思ったら、それが不審事由だ」とよく言われていました」(同1ページ)とか、「外国人に不審事由がなくても職務質問するのが当たり前でした」(同3ページ)などと、特定の上司からの個別の指示があったことや自らの行っていた職務質問のやり方を述べるにすぎず、これを超えて、警察組織として「本件運用」を行っていたことを裏づける事情は何ら顕れていない。

したがって、前記各聴取報告書に基づき「本件運用」の存在を主張する原告らの主張には理由がない。

- 4 甲第35号証(人種差別的な職務質問に関するアンケート調査の結果)、甲第36号証(聴取報告書)及び甲第37号証(陳述書)は、「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと

原告らは、オンラインアンケートフォームによって、外国にルーツを持つ人々について、日本人とは特徴的に異なる見た目によって職務質問を受けた経験に係る証言を収集したアンケート調査の結果（甲第35号証）や、甲第36号証（聴取報告書）及び甲第37号証（陳述書）を挙げて、「本件運用」が存在すると主張する（原告ら準備書面7第1及び第2・12ページ）。

しかしながら、オンラインでのアンケート調査の結果（甲第35号証）は、記載内容が真実か否かを確認しようがない上、職務質問を受けた時期や場所が特定されていないもの、回答者が匿名のもの、自身が経験したものか伝聞のものかさえ定かではないもの等も含まれるなど、そもそも信ぴょう性に乏しいものといわざるを得ず、当該アンケートの記載に係る事実が存在したと認めることができない。百歩譲って、仮にアンケートへの回答者が実在し、かつ、当該回答者が日本国内で職務質問を受けた事実があったと仮定しても、職務質問を受けた際における回答者の具体的言動を客観的に裏づけるものではなく、結局のところ、主観に基づき、自分には不審事由がなかったはずであるとの感想をいうものにすぎない⁴。また、聴取報告書や陳述書については、聴取ないし陳述の約3年半（甲第36号証）又は7ないし8年前（甲第37号証）の職務質問経験を述べるものであり、記憶の減退や過誤記憶のおそれも大きい上、職務質問を受けた際の自身の言動について「目を逸らしたつもりなどありません」（甲第36号証）、「明らかに属性で判断しているな。」と感じた」（甲第37号証）などと、やはり自分には不審事由はなかったはずだとの主観的感想を述べるにす

⁴ なお、同アンケートでは、複数の回答者が警察官から在留カードの提示を求められた旨を記載するとともに、「敵対的に思えました」（甲第35号証4ページ）などといった感想も記載されているが、警察官が不審事由を認めて職務質問を行う際、対象者の身分確認を求めることは当然のことであるし、警察官から旅券又は在留カードの提示を求められたときは、これを提示しなければならないと法令上も定められていること（出入国管理及び難民認定法23条3項）から、在留カードの提示を求めること自体を問題視するような記載は、適法な職務執行行為をあたかも不当なものであるかのように印象付けるものといわざるを得ない。

ぎず、実際の具体的言動は不明というほかない。

そうすると、これらはいずれも、回答者（甲第35号証）、聴取対象者（甲第36号証）又は陳述者（甲第37号証）が日本人とは特徴的に異なる見た目によって職務質問を受けたことを裏づけるものとはいえないし、仮に、その一部の事象が存在したとしても、これが当該個別の事案にとどまらない「本件運用」によるものであるなどとは到底認めることができない。

5 甲第38号証（ハフポストの記事）及び甲第39号証（ニューヨークタイムズの記事）は、「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと

被告国準備書面(3)第3の6（24、25ページ）で述べたのと同様に、原告らが提出する甲第38、39号証のような記事は、個人の主観に基づく主張や個別の事例に関するものにすぎず、これらをもって「本件運用」の存在を裏付けるものということとはできない。

第3 国賠法上の違法についての主張立証責任を被告側が負う旨の原告らの主張に理由がないこと

- 1 原告らは、「本件運用が存在することは（中略）通常であれば原告側に主張・立証責任がある」（原告ら準備書面8・41ページ）としつつ、欧州人権裁判所事例や本邦における裁判例を挙げて、「本訴では、本件運用の存在にかかる主張・立証責任は転換され、被告らにおいて差別的な運用がなかったことを主張・立証しなければならない」と主張する（原告ら準備書面8・40ないし44ページ）。
- 2 しかしながら、国賠法上の主張立証責任を原告らが負うことは被告国準備書面(1)7ページで述べたとおりである。原告らが挙げる裁判例は、血液製剤の使用によってC型肝炎に罹患した者が、国に賠償を求めた事案であり、本件とは事案が全く異なるのであって、原告らの主張には理由がない。

以 上